

第4節 食品表示の理解促進

近年、消費者の食品の安全や健康に対する意識は高まり、食品の分かりやすい表示に対する要求も強くなってきています。消費者庁では、食品表示を食品選択に役立ててもらうため、消費者団体等と連携した消費者向けセミナーを全国各地で開催するとともに、都道府県や事業者団体等が企画する研修会等への講師派遣等を行うことにより消費者、事業者等への理解促進を図っており、令和5（2023）年度も以下を中心に、普及啓発に取り組んでいます。

（1）加工食品の原料原産地表示制度

輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合1位の原材料の原産地（当該原材料が加工食品の場合は製造地）の表示を義務付けています。令和4（2022）年3月にこの新しい原料原産地制度の経過措置期間が終了しましたが、引き続き、消費者向けのパンフレットや消費者向けセミナーを活用した普及啓発に取り組んでいます。



パンフレット
「ご存じですか？加工食品の原料原産地表示制度」
（消費者庁）



新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報
（消費者庁）
URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html

（2）遺伝子組換え食品表示制度

「遺伝子組換えでない」旨の表示（任意表示制度）について、消費者に情報がより正確に伝わるよう、令和5（2023）年4月から新しい制度になりました。これにより、「遺伝子組換えでない」旨の表示ができるのは、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理（遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物について、生産、流通及び加工の各段階で分別して管理していることが書類で証明されていること）が行われた対象農産物であって、かつ、遺伝子組換え農産物の混入がないと科学的に検証できる場合に限定されることとなりました。引き続き、パンフレットや消費者向けセミナーを活用した普及啓発に取り組んでいます。



遺伝子組換え食品表示制度に関する情報（消費者庁）
URL： https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

（３）食品添加物の表示制度

食品添加物表示制度について、食品表示基準に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなる「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を公表しており、令和6（2024）年度からの運用開始に向け、地方公共団体や消費者・事業者団体等と連携して、消費者・事業者を対象とした説明会を実施しました。

（４）保健機能食品と栄養成分表示制度

保健機能食品は、国が定めた安全性や有効性に関する基準等に従って、機能性を表示できる食品であり、「特定保健用食品」、「機能性表示食品」、「栄養機能食品」の３種類があります。これらの食品や栄養成分表示制度の一層の理解向上を図るため、LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」への投稿、消費者教育ポータルサイトへの資料掲載及び事業者団体等に対するポータルサイトの利用周知等を通じて、消費者等への正確な情報の普及啓発に努めています。

さらに、文部科学省が学校における食育を推進するために教職員向けに作成した「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」においても、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断し、食品に含まれる栄養素や衛生に気を付けていくことが重要であるという視点で、「食品表示など食品の品質や安全性等の情報を進んで得ようとする態度を養う」などの記載をしており、学校現場で活用されています。



ポスター
「保健機能食品ってなに?」(消費者庁)



保健機能食品について (消費者庁)
URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_health_claims/

column
コラム

動画教材を活用した保健機能食品の理解向上に関する取組

消費者庁では、消費者自らが保健機能食品の正しい知識を身に付け、自らにとって必要な食品を合理的かつ自主的に選択することができるよう、動画「保健機能食品ってなに？」を作成しました。動画は当庁ウェブサイト及びYouTubeに掲載し、これを周知する事務連絡を発出するとともに、リーフレットによる動画の周知も行いました。動画は、消費者向けセミナー等で利活用しています。消費者庁では引き続き、保健機能食品の正しい理解向上に向けた普及啓発に取り組んでいきます。



動画「保健機能食品ってなに？」



保健機能食品ってなに？（消費者庁）
URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_health_claims/pamphlets/movie_01.html

(動画を活用した取組事例)

あおもり
【青森県青森市】

青森市では、令和2（2020）年度から東津軽郡平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村の4町村と連携し食生活改善推進員養成講座を開催しています。令和5（2023）年度は「食品表示を学ぼう」をテーマに、青森市の行政栄養士が講義を実施しました。講義では、品質事項、保健機能食品、栄養成分表示、食品添加物、食物アレルギーの5つを取り上げました。このうち、保健機能食品の項目では、



養成講座の様子

動画「保健機能食品ってなに？」を取り入れた講義を行いました。特定保健用食品（トクホ）のマークは見たことがある参加者が多い一方で、「機能性表示食品や栄養機能食品については知っているようで知らなかった。」「買い物をする時には表示をよく見てみようと思う。」「トクホと機能性表示食品の違いがよく分かった。」等の感想がありました。行政栄養士が講義をするだけでなく、視覚的にわかりやすい動画を取り入れることで参加者の関心が高まるとともに、理解の促進につながるなど、効果的な講座となりました。

青森市では、今後も食生活改善推進員養成講座のカリキュラムに食品表示のテーマを積極的に取り入れ、食生活改善推進員自らが食品表示の「正しい知識」を身に付け、その知識を地域住民に普及していきます。

第5節

海外の「食育 (Shokuiku)」に関連する状況、国際交流の推進等

1 食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進

政府は、我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信し、「食育 (Shokuiku)」という言葉が日本語のまま海外で理解され、通用することを目指しています。

外務省では、海外広報文化活動の中で食育関連トピックを取り上げています。具体的には、日本の食文化等も取り上げている海外向け日本事情発信誌「にっぽにか」を、在外公館を通じて配布しています。また、海外のテレビ局で放映され、在外公館でも上映や貸出しが行われている映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」においても、日本の食文化や日本食等を紹介しています。

さらに、在外公館では、対日理解の促進、良好な対日感情の醸成を目的に、各国の要人、文化人、飲食・食品業界関係者、一般市民等に対して、日本の食文化の紹介や日本食の作り方のデモンストレーションをオンラインでの配信も利用しながら行うなどして、日本の食文化の魅力を発信する取組を行っています。

農林水産省では、外国人料理人や食品関連事業者等を対象とした海外での日本食普及セミナーや日本料理コンテストにおいて、日本の食文化や日本料理の調理の基本、日本産食材の活用方法等を学べる講義や調理実演を実施したほか、ポータルサイトの活用（4言語対応）等により、日本食・食文化の魅力を世界に発信しました。また、海外の外国人料理人の日本料理に関する知識・調理技能を習得度合いに応じて認定する「日本料理の調理技能認定制度」（平成28（2016）年度創設）の認定取得者は、令和5（2023）年度末時点で、令和4（2022）年度に比べて522人増加の2,944人になっています。

さらに、農林水産省の英語版ウェブサイトの「Promotion of Shokuiku (Food and Nutrition Education)」で、「食生活指針」、「食事バランスガイド」、「食事バランスガイド」解説、「日本型食生活のススメ」の英訳版、「東京栄養サミット2021」の開催にあわせて作成したパンフレット等、海外に向けて日本の食育を紹介する際に活用できる資料等を掲載しています。そのほか、独立行政法人国際協力機構が実施した研修プログラムにおいて、アフリカ、アジア及び中南米から参加した研修員に向けて、我が国の食育に関する取組を紹介しました。



Promotion of Shokuiku
(Food and Nutrition Education) (農林水産省)
URL : https://www.maff.go.jp/e/policies/tech_res/shokuiku.html

2 海外における食生活の改善等

世界では令和4（2022）年時点で、最大で約7億8,300万人が栄養不足に苦しんでおり、その大半が開発途上国で暮らしていると推計されています。

このような窮状を改善するため、我が国は、様々な形で取組を行っています。政府としては、食料不足に直面している開発途上国からの援助要請を受け、食糧援助規約に基づき食糧援

助を実施しており、令和5（2023）年度には二国間及び国際機関との連携で約69億円（令和4（2022）年度は78億円）の支援を実施しました。また、我が国は、国連食糧農業機関（FAO）に対して、令和5（2023）年度には約54億円の分担金を拠出するとともに、難民や被災者に対する緊急食料支援等を行うために、国連世界食糧計画（WFP）に対して、令和5（2023）年度には約201億円、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA¹）に対して約10億円を拠出しました。

また、我が国は、令和3（2021）年12月に「東京栄養サミット2021」を開催し、本サミットの成果文書として、「東京栄養宣言（グローバルな成長のための栄養に関する東京コンパクト）」を発出しました。この成果も踏まえ、国際社会における栄養改善のための協力を推進しています。



栄養改善事業推進プラットフォーム
URL : <http://njppp.jp/>

平成28（2016）年9月、世界的な栄養改善の取組を強化するため設立された官民連携「栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP²）」には、現在、約100の民間企業及び団体が加入し、営利事業として持続可能なモデルを構築することを目指して一体的に活動しています。

例えば、リベリアの学校菜園で、微生物土壌活性剤を活用することにより、生徒が農薬や化学肥料を使わず野菜を栽培し、収穫した野菜を給食に取り入れることで野菜の摂取量を増やすプロジェクトを実施しています。そのほか、我が国は、平成28（2016）年8月から、「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA³）」を通じて農業・食料アプローチに焦点を当てた現場でのマルチセクターの栄養改善の取組を開発協力実施機関や非政府組織（NGO）等多くの関係者とともに推進しています。

平成28（2016）年7月に策定（平成30（2018）年7月改定）された「アジア健康構想に向けた基本方針」に加え、令和元（2019）年6月には、健康・医療戦略推進本部において、栄養改善も対象とする「アフリカ健康構想に向けた基本方針」が決定され、同年8月の第7回アフリカ開発会議（TICAD 7）の基調講演において、内閣総理大臣から「アフリカ健康構想」の立上げが発表されました。

我が国の民間企業の活動の後押しを通じて保健課題を解決する本健康構想を一つのきっかけとして、ガーナにおいて、我が国の民間企業と公益財団法人による栄養改善事業が開始されました。同事業は、栄養補助食品やICTツール等を用いた栄養改善を行うもので、国連世界食糧計画（WFP）の支援事業にもつながっています。

さらに、令和4（2022）年5月に策定されたグローバルヘルス戦略においても、栄養をユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に取り込む必要性が記載されています。

令和4（2022）年8月に開催されたTICAD 8では、我が国は、令和3（2021）年12月の東京栄養サミットを踏まえ、IFNA等の下、2億人の子供の栄養改善、令和12（2030）年までの栄養コア人材5,000名の育成等を目指すことを表明しました。また、令和4（2022）年8月のTICAD 8チュニス宣言においては、アフリカ連合の令和4（2022）年のテーマの重要な要素である、アフリカの食料安全保障と栄養におけるレジリエンスの強化を支援すると述べています。

1 United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near Eastの略

2 Nutrition Japan Public Private Platformの略

3 Initiative for Food and Nutrition Security in Africaの略

3 国際的な情報交換等

食品安全委員会では、定期的に海外の有識者と意見交換会や勉強会を実施しており、国際的に活躍されている方々を通じて食品の安全性に関する最新の知見の収集や情報の発信を行っています。

国立健康・栄養研究所では、「栄養と身体活動に関する WHO 協力センター」の活動の一環として、国際協力外国人研究者招へい事業とアジア栄養ネットワークシンポジウムの開催を実施しています。

国際協力外国人研究者招へい事業では、毎年度アジア各国の研究者を招き、研修や共同研究を行っています。令和 5（2023）年度は、インドネシア及びラオスから研究者 2 名を招へいました。インドネシアの研究者は、平成 30（2018）年に発生したインドネシアの大地震の影響による乳児の発育・発達に関することを、ラオスの研究者は、ラオスにおける思春期の子供の食事の特徴を雨季と乾季に分けて分析を行いました。本事業の成果は、発災時及び季節に応じた子供とその親に対する食育の重要性を示唆しました。今後の継続した研究交流や共同研究によって、更に研究を深める予定です。

アジア栄養ネットワークシンポジウムは、「アジア太平洋地域の健康と栄養に関する研究エビデンスの実装」をテーマに開催されました。マレーシア、中国、ベトナムから国民栄養調査等の結果に基づく栄養改善の実践について報告がありました。本シンポジウムを通じて研究成果の社会実装の在り方や課題点を議論するとともに、実装の過程における食育の重要性も確認しました。